

東金市地域防災計画 (第3編 風水害等編)

目 次

第1章 災害予防計画	風-1
第1節 地域防災力の向上	風-1
1 自助・共助の推進.....	風-1
2 自主防災活動への支援.....	風-1
3 防災知識の普及・啓発.....	風-1
4 防災訓練.....	風-2
5 市役所の防災体制の確立.....	風-2
第2節 火災等予防対策	風-3
1 出火の防止.....	風-3
2 消防力の整備.....	風-3
3 消防思想の普及.....	風-3
第3節 風水害等の予防対策	風-4
1 治水対策.....	風-4
2 農林業の予防対策.....	風-4
3 浸水想定区域等の公表.....	風-4
5 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等における避難対策.....	風-5
5 風害の予防対策.....	風-5
6 雪害の予防対策.....	風-5
第4節 土砂災害等の予防対策	風-7
1 土砂災害の防止.....	風-7
2 国土保全事業の推進.....	風-7
3 ため池施設の防災対策.....	風-7
第5節 要配慮者等の安全確保のための体制整備	風-8
1 避難行動要支援者の支援体制の構築.....	風-8
2 安否確認等の体制の構築.....	風-8
3 避難施設等の確保.....	風-8
4 在宅要配慮者への支援.....	風-8
5 社会福祉施設等における防災対策.....	風-8
6 外国人への防災対策.....	風-8
第6節 情報連絡体制の整備	風-9
1 災害通信手段の確保.....	風-9
2 情報連絡体制の整備.....	風-9
第7節 備蓄・物流計画	風-10
1 家庭内備蓄等の促進.....	風-10
2 市の備蓄の推進.....	風-10
3 飲料水等の確保.....	風-10
4 物流対策.....	風-10
第8節 防災施設の整備	風-11
1 避難場所・避難所・地区拠点の確保.....	風-11
2 福祉避難所の確保.....	風-11
3 避難施設の設備等の整備.....	風-11
4 避難場所・避難所の開設体制の整備.....	風-11
5 受援施設の指定.....	風-11
6 市の防災拠点の整備.....	風-11
第9節 帰宅困難者支援体制の整備	風-12

1	一斉帰宅の抑制.....	風-12
2	帰宅支援対策.....	風-12
第10節 応急活動体制の整備.....		風-13
1	災害医療体制の整備.....	風-13
2	緊急輸送体制の整備.....	風-13
3	災害ボランティア受入体制の整備.....	風-13
4	広域連携の構築.....	風-13
5	廃棄物処理体制の整備.....	風-13
第2章 災害応急対策計画.....		風-14
第1節 災害対策本部活動.....		風-14
1	配備基準.....	風-14
2	職員の参集.....	風-14
3	災害対策本部設置前の体制.....	風-15
4	災害対策本部体制.....	風-15
5	災害対策本部廃止後の体制.....	風-17
第2節 情報収集・伝達.....		風-23
1	情報連絡体制.....	風-23
2	気象情報等の伝達・収集.....	風-23
3	災害情報の収集・報告.....	風-25
4	災害報告.....	風-25
第3節 災害広報.....		風-26
1	一般広報.....	風-26
2	避難所での広報.....	風-26
3	報道機関への対応.....	風-26
4	被災者相談.....	風-26
第4節 自衛隊の災害派遣.....		風-27
1	災害派遣要請.....	風-27
2	受入体制.....	風-27
3	自衛隊の自主派遣.....	風-27
4	経費の負担区分.....	風-27
5	撤収要請.....	風-27
第5節 広域応援要請.....		風-28
1	自治体等への応援要請.....	風-28
2	消防の広域応援要請.....	風-28
3	協定締結団体への要請.....	風-28
第6節 避難対策.....		風-29
1	風水害避難の原則.....	風-29
2	避難指示等.....	風-29
3	警戒区域の設定.....	風-31
4	避難所等の開設.....	風-32
5	避難所の運営.....	風-32
6	避難所設備の整備.....	風-32
7	避難者への支援.....	風-32
8	要配慮者の避難対策.....	風-33
9	広域避難.....	風-33
10	避難所の集約及び解消.....	風-33
第7節 要配慮者対策.....		風-34
1	避難行動要支援者の安否確認及び避難支援.....	風-34

2	避難所での対応.....	風-34
3	福祉避難所の開設.....	風-34
4	施設入所者等への対策.....	風-34
5	外国人に対する対策.....	風-34
	第8節 警戒巡視・水防活動.....	風-35
1	警戒巡視体制.....	風-35
2	警戒巡視の実施.....	風-35
3	応急措置.....	風-35
	第9節 消防・救助救急.....	風-36
1	消防活動.....	風-36
2	救助活動.....	風-36
3	救急活動.....	風-36
4	危険物等の対策.....	風-36
	第10節 医療救護.....	風-37
1	医療情報の収集.....	風-37
2	応急医療救護活動.....	風-37
3	医薬品・医療用資器材等の確保.....	風-37
4	被災者等の健康管理.....	風-37
	第11節 行方不明者の搜索及び遺体の収容埋葬.....	風-38
1	行方不明者の搜索.....	風-38
2	遺体の処理.....	風-38
3	遺体の埋火葬.....	風-38
	第12節 災害警備・交通対策・緊急輸送.....	風-39
1	警察の災害警備.....	風-39
2	防犯.....	風-40
3	交通規制.....	風-40
4	緊急輸送.....	風-40
5	その他の輸送.....	風-40
	第13節 食料・飲料水等の供給.....	風-41
1	食料の供給.....	風-41
2	給水.....	風-41
3	生活必需品の供給.....	風-41
4	救援物資の受入れ・管理.....	風-41
	第14節 学校等における児童・生徒の安全対策.....	風-42
1	災害発生時の対応.....	風-42
2	応急教育活動.....	風-42
3	応急保育.....	風-42
4	社会教育施設の対応.....	風-42
5	文化財への対応.....	風-42
	第15節 帰宅困難者への対応.....	風-43
1	事業所等の対応.....	風-43
2	帰宅困難者への支援.....	風-43
	第16節 防疫・廃棄物等対策.....	風-44
1	保健活動.....	風-44
2	食品衛生対策.....	風-44
3	防疫.....	風-44
4	し尿の処理.....	風-44
5	廃棄物の処理.....	風-44
6	障害物の除去.....	風-44

7 動物対策.....	風-44
第17節 建築物対策及び応急仮設住宅等の供給.....	風-45
1 被災宅地の危険度判定.....	風-45
2 住家の被害認定調査.....	風-45
3 応急仮設住宅の供給.....	風-45
4 住宅の応急修理.....	風-45
第18節 ライフライン関連施設等の応急復旧.....	風-46
1 水道施設.....	風-46
2 公共下水道及び農業集落排水施設.....	風-46
3 ガス施設.....	風-46
4 電力施設.....	風-46
5 通信施設.....	風-46
6 放送機関.....	風-46
7 道路・橋梁.....	風-47
8 公共施設.....	風-47
9 鉄道施設.....	風-47
第19節 ボランティアの協力.....	風-48
1 ボランティア活動.....	風-48
2 一般ボランティアへの対応.....	風-48
3 専門ボランティアへの対応.....	風-48
4 ボランティア活動への支援.....	風-48
第20節 災害救助法の適用.....	風-49
1 災害救助法の適用基準.....	風-49
2 被災世帯の算定.....	風-49
3 災害救助法の適用手続き.....	風-49
4 救助の実施.....	風-49
第21節 雪害対策.....	風-50
1 情報の収集・伝達.....	風-50
2 道路の雪害対策.....	風-50
3 農作物等への対応.....	風-50
4 帰宅困難者への対応.....	風-50
第22節 龍巻対策.....	風-51
1 龍巻情報の収集.....	風-51
2 情報の伝達.....	風-51
第23節 火山噴火対策.....	風-52
1 火山情報の収集.....	風-52
2 情報の伝達.....	風-53
3 降灰対策.....	風-53
第3章 災害復旧・復興計画.....	風-54
第1節 被災者生活への支援.....	風-54
1 被災者台帳の作成等.....	風-54
2 災害見舞金等の支給.....	風-54
3 被災者生活再建支援金.....	風-54
4 災害復興住宅融資.....	風-54
5 罹災証明書等の発行.....	風-54
6 災害公営住宅の供給.....	風-54
7 租税等の減免等.....	風-54
8 介護保険における対応.....	風-54

9	職業のあつせん.....	風-55
10	農林業への融資.....	風-55
11	中小企業への融資.....	風-55
12	義援金の受け付け・配分.....	風-55
13	郵便事業における措置.....	風-55
第2節	生活関連施設等の復旧対策.....	風-56
1	災害復旧事業計画.....	風-56
2	災害復旧予算措置.....	風-56
第3節	激甚災害の指定.....	風-56
第4節	災害復興.....	風-56

第1章 災害予防計画

第1節 地域防災力の向上

1 自助・共助の推進

【消防防災課／山武郡市広域行政組合消防本部／消防団／市民／事業所／自主防災組織】
地震・津波災害編 第1章第1節「地域防災力の向上」に定めるものとする。

2 自主防災活動への支援

【消防防災課／山武郡市広域行政組合消防本部／消防団】
地震・津波災害編 第1章第1節「地域防災力の向上」に定めるものとする。

3 防災知識の普及・啓発

【消防防災課／山武郡市広域行政組合消防本部】

市は、市民一人ひとりが災害に関する正しい認識を持ち、災害発生時においても冷静かつ的確な行動ができるよう防災知識の普及・啓発に努める。

防災知識の普及・啓発の手段及び内容は、次のとおりである。

(1) 普及・啓発の方法

ア 広報とうがね等

「広報とうがね」への防災特集等の掲載、防災パンフレット及びリーフレット等を作成して配布する。

イ 東金市ホームページ

東金市ホームページに、災害の知識、市の防災事業等の情報を掲載する。

ウ ハザードマップの配布、掲示

河川の氾濫による浸水想定区域、土砂災害危険箇所等を示したハザードマップを作成し、配布する。また、市民が利用する公共施設等にハザードマップを掲示する。

エ 防災に関する講演会等の開催

防災に関する講演会等の開催や県等が主催する講演会等への参加を周知する。

オ 災害関係資料の閲覧

過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を収集、整理し、市民が閲覧できるよう公開に努める。

カ 学校での防災教育

防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、園児・児童・生徒等の防災知識の普及・啓発を図るため、ビデオ・DVD等の教材となる資料を提供する。

(2) 普及・啓発の内容

ア 自らの身を守るための知識

- (ア) 豪雨時のとるべき行動
 - (イ) 避難経路、避難場所、避難方法及び避難時の心得
 - (ウ) 気象予警報、河川情報等の種別
 - (エ) 浸水、土砂災害の危険箇所
 - (オ) 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
 - (カ) 屋外設備の固定（風による被害の防止）
- イ 地域防災力を向上させるための知識
- (ア) 救助救護の方法
 - (イ) 自主防災活動の実施方法
 - (ウ) 防災訓練の実施方法
 - (エ) 企業の事業継続計画（B C P）
- ウ その他一般的な知識
- (ア) 洪水、土砂災害に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
 - (イ) 各防災機関の災害対策
 - (ウ) 地域防災計画の概要

（3）留意事項

市は、防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者等の特性に応じ、図案、点字や多言語化等により、分かりやすい広報資料の作成に努める。

4 防災訓練

【消防防災課／建設課／山武郡市広域行政組合消防本部】

（1）水防訓練

市は、千葉県水防計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、山武土木事務所の実施する水防に関する訓練に積極的に参加する。

（2）消防訓練

市は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防本部及び消防団の協力を得て、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、自主防災組織及び地域住民等が一体となった訓練を企画、開催する。

5 市役所の防災体制の確立

【全ての課】

地震・津波災害編 第1章第1節「地域防災力の向上」に定めるものとする。

第2節 火災等予防対策

1 出火の防止

【消防防災課／山武郡市広域行政組合消防本部】

地震・津波災害編 第1章第2節「火災等予防対策」に定めるものとする。

2 消防力の整備

【消防防災課／山武郡市広域行政組合消防本部／消防団】

地震・津波災害編 第1章第2節「火災等予防対策」に定めるものとする。

3 消防思想の普及

【山武郡市広域行政組合消防本部】

地震・津波災害編 第1章第2節「火災等予防対策」に定めるものとする。

第3節 風水害等の予防対策

1 治水対策

【農政課／建設課／都市整備課／山武土木事務所】

市は、水害を未然に防ぐため、河川の改修や治山・治水対策、また、雨水を安全に処理する施設整備を推進する。

（1）二級河川の改修等の整備

市は、河川の氾濫を防止するため、県が管理する二級河川の真亀川、十文字川、作田川及び南白亀川の河川改修を県に要請する。

（2）準用河川等の整備

市は、小野川・滝川の周辺地区をはじめとした浸水被害地区について、排水施設の整備を継続して実施する。

また、準用河川及び地域排水路の改修や維持管理を実施する。

（3）雨水流出抑制

市は、雨水流出量を抑制するため、民間宅地開発において透水性舗装や雨水貯留浸透施設の整備を指導する。

（4）植林

市は、森林整備計画に基づき、森林の整備に努めるとともに、立木の伐採制限、植栽義務を課する等により、水源かん養機能を高め、洪水等の未然防止に努めるものとする。

2 農林業の予防対策

【農政課／建設課】

市は、農地への冠水等の災害を予防するため、農地防災対策に努める。

3 浸水想定区域等の公表

【消防防災課／下水対策課／県】

県は、水防法第14条の規定に基づき、洪水浸水想定区域を指定する。

市は、県の作成する洪水浸水想定区域図をもとに、浸水の範囲、浸水深、避難所や避難の心得等の防災情報を掲載した洪水ハザードマップを作成し、配布する。

現在、真亀川、作田川及び、南白亀川及び堀川の浸水範囲等を示した洪水ハザードマップを作成している。

また、市は、内水浸水想定区域図をもとに、大雨時に下水道や水路などの排水能力を超える雨が降った場合に、浸水が想定される区域や浸水の深さ、避難場所等の情報を記載した内水ハザードマップを作成し、周知する。

4 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設等における避難対策

【消防防災課／社会福祉課／高齢者支援課／県】

洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者等は、主体的に避難確保計画を作成し、避難訓練を実施する。

また、水害時の水防活動に必要な水防資機材（土のう袋、スコップ等）を整備し、その維持管理に努めるものとする。

（注）要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

5 風害の予防対策

【農政課／建設課／都市整備課】

（1）農作物等の風害予防対策

市は、農業関係団体と連携し、予防対策を講じ、被害の減少に努める。

（2）広告物等の風害防止対策

市は、既設の看板、広告物等（家屋を含まず）を調査し、所有者に対し災害時に自主的に措置を行うよう指導する。

また、平常時から広報を行い、風害の予防に努める。

（3）街路樹等の風害防止対策

市は、風害を受けやすい街路樹等を適正に管理し、必要に応じて支柱の取り替え、結束等を行い、被害を未然に防ぐよう努める。

6 雪害の予防対策

【農政課／建設課／東金警察署／東金建設業協同組合／東日本旅客鉄道株式会社／東京電力パワーグリッド株式会社／~~東日本電信電話NTT東日本~~株式会社／各通信事業者】

（1）道路の雪害防止対策

市は、所管する道路の雪害を防止するために路面凍結防止や交通規制等について、東金警察署、東金建設業協同組合等との協力体制を確保する。

（2）農作物等の雪害防止対策

市は、農業関係団体と連携し、農家に対し雪害に関する農作物の技術対策等の情報提供を行い、被害の軽減を図る。

（3）電力施設の雪害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電線設備、配線設備への着雪防止対策等を実施する。

（4）通信施設の雪害防止対策

東日本電信電話NTT東日本株式会社は、通信線路施設、局内設備へ雪害対策を実施する。

(5) 帰宅困難者への対策

市は、降雪による交通機関の途絶時における旅客の対応について、東日本旅客鉄道株式会社等と避難対応等について協議を行う。

第4節 土砂災害等の予防対策

1 土砂災害の防止

【消防防災課／社会福祉課／高齢者支援課／県】

地震・津波災害編 第1章第4節「土砂災害等の予防対策」に定めるものとする。

2 国土保全事業の推進

【建設課／農政課／環境保全課／県】

地震・津波災害編 第1章第4節「土砂災害等の予防対策」に定めるものとする。

3 ため池施設の防災対策

【農政課／県】

地震・津波災害編 第1章第4節「土砂災害等の予防対策」に定めるものとする。

第5節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

1 避難行動要支援者の支援体制の構築

【消防防災課／社会福祉課／高齢者支援課／社会福祉協議会／消防団／山武郡市広域行政組合消防本部／東金警察署】

地震・津波災害編 第1章第6節「要配慮者等の安全確保のための体制整備」に定めるものとする。

2 安否確認等の体制の構築

【消防防災課／社会福祉課／高齢者支援課】

地震・津波災害編 第1章第6節「要配慮者等の安全確保のための体制整備」に定めるものとする。

3 避難施設等の確保

【消防防災課／社会福祉課／高齢者支援課／社会福祉協議会】

地震・津波災害編 第1章第6節「要配慮者等の安全確保のための体制整備」に定めるものとする。

4 在宅要配慮者への支援

【消防防災課／社会福祉課／高齢者支援課】

地震・津波災害編 第1章第6節「要配慮者等の安全確保のための体制整備」に定めるものとする。

5 社会福祉施設等における防災対策

【社会福祉課／高齢者支援課】

地震・津波災害編 第1章第6節「要配慮者等の安全確保のための体制整備」に定めるものとする。

6 外国人への防災対策

【消防防災課／秘書広報課】

地震・津波災害編 第1章第6節「要配慮者等の安全確保のための体制整備」に定めるものとする。

第6節 情報連絡体制の整備

1 災害通信手段の確保

【消防防災課／山武郡市広域行政組合消防本部】

地震・津波災害編 第1章第7節「情報連絡体制の整備」に定めるものとする。

2 情報連絡体制の整備

【消防防災課】

地震・津波災害編 第1章第7節「情報連絡体制の整備」に定めるものとする。

第7節 備蓄・物流計画

1 家庭内備蓄等の促進

【消防防災課】

地震・津波災害編 第1章第8節「備蓄・物流計画」に定めるものとする。

2 市の備蓄の推進

【消防防災課】

地震・津波災害編 第1章第8節「備蓄・物流計画」に定めるものとする。

3 飲料水等の確保

【企画課／消防防災課】

地震・津波災害編 第1章第8節「備蓄・物流計画」に定めるものとする。

4 物流対策

【消防防災課】

地震・津波災害編 第1章第8節「備蓄・物流計画」に定めるものとする。

第8節 防災施設の整備

1 避難場所・避難所・地区拠点の確保

【消防防災課】

地震・津波災害編 第1章第9節「防災施設の整備」に定めるものとする。

2 福祉避難所の確保

【消防防災課／社会福祉課／高齢者支援課】

地震・津波災害編 第1章第9節「防災施設の整備」に定めるものとする。

3 避難施設の設備等の整備

【消防防災課／各施設所管課】

地震・津波災害編 第1章第9節「防災施設の整備」に定めるものとする。

4 避難場所・避難所の開設体制の整備

【消防防災課】

地震・津波災害編 第1章第9節「防災施設の整備」に定めるものとする。

5 受援施設の指定

【消防防災課】

地震・津波災害編 第1章第9節「防災施設の整備」に定めるものとする。

6 市の防災拠点の整備

【消防防災課／財政課／情報管理課】

地震・津波災害編 第1章第9節「防災施設の整備」に定めるものとする。

第9節 帰宅困難者支援体制の整備

1 一斉帰宅の抑制

【消防防災課／地域振興課／商工観光課／学校教育課／東日本旅客鉄道株式会社】
地震・津波災害編 第1章第10節「帰宅困難者支援体制の整備」に定めるものとする。

2 帰宅支援対策

【消防防災課／地域振興課／東日本旅客鉄道株式会社】
地震・津波災害編 第1章第10節「帰宅困難者支援体制の整備」に定めるものとする。

第10節 応急活動体制の整備

1 災害医療体制の整備

【消防防災課／健康増進課／社会福祉課／高齢者支援課／山武健康福祉センター／（一社）山武郡市医師会／（一社）山武郡市歯科医師会／山武郡市薬剤師会／社会福祉協議会】
地震・津波災害編 第1章第11節「応急活動体制の整備」に定めるものとする。

2 緊急輸送体制の整備

【財政課／消防防災課／東金警察署】
地震・津波災害編 第1章第11節「応急活動体制の整備」に定めるものとする。

3 災害ボランティア受入体制の整備

【消防防災課／社会福祉課／社会福祉協議会】
地震・津波災害編 第1章第11節「応急活動体制の整備」に定めるものとする。

4 広域連携の構築

【消防防災課】
地震・津波災害編 第1章第11節「応急活動体制の整備」に定めるものとする。

5 廃棄物処理体制の整備

【環境保全課】
地震・津波災害編 第1章第11節「応急活動体制の整備」に定めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

1 配備基準

(1) 配備の基準

災害が発生したときの体制は、次のとおりとする。

配備種別	配備基準
第1配備	<p>(1) 次の注意報のいずれかが本市に発表され、消防防災課長が必要と認めたとき ア 大雨注意報 イ 洪水注意報</p> <p>(2) その他市長が必要と認めたとき</p>
第2配備	<p>(1) 次の警報のいずれかが本市に発表され、災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき ア 大雨警報 イ 洪水警報 ウ 暴風警報</p> <p>(2) その他市長が必要と認めたとき</p>
第3配備	<p>(1) 局地災害が発生した場合</p> <p>(2) 大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき</p>
第4配備	<p>(1) 大規模な災害が発生した場合</p> <p>(2) 市内全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき</p>

(2) 配備の決定

職員の配備は、第1配備の場合、消防防災課長が決定する。

第2配備～第3配備の場合、総務部長は各部長と協議し、災害情報及び必要な対策を市長に報告する。市長は、報告に基づいて配備体制及び災害対策本部の設置を決定する。

2 職員の参集

(1) 参集方法

勤務時間内の場合、市長は、各部長等に配備及び動員を指示する。各部長等は、所属職員に連絡する。連絡は、電話及び府内放送等を用いる。

勤務時間外の場合も同様とする。

(2) 参集場所

参集場所は、各職員の指定された場所又は勤務場所とする。

3 災害対策本部設置前の体制

(1) 組織

災害対策本部設置前の体制は、災害対策本部の組織を準用する。

(2) 指揮

災害対策本部設置前の体制は、総務部長が指揮をとる。総務部長が指揮できない場合は、消防防災課長が指揮をとる。

(3) 運営

災害対策本部設置前の活動は、次のとおりである。

- ア 災害情報の収集
- イ 関係機関との連絡・調整
- ウ 災害危険箇所の警戒巡視
- エ 所管施設の警戒巡視及び予防措置
- オ 軽微な被害への応急対策
- カ 住民への災害広報
- キ 指定緊急避難場所の開設準備

(4) 災害対策本部への移行

市長は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害対策本部へ移行する。

4 災害対策本部体制

(1) 設置基準

災害対策本部は、次の設置基準に該当し、市長が必要と認めたときに設置する。

- ア 局地災害が発生した場合
- イ 大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、市役所庁舎に設置する。

被災のため使用できない場合は、東金市業務継続計画により定められた順位に従い、仮設の災害対策本部を設置する。

(3) 災害対策本部設置の通知

総務対策部は、本部を設置した場合、県、警察署、消防本部、その他必要な防災関係機関等に通知する。

また、本部に関係機関連絡員室を設置し、連絡員の派遣を要請する。

(4) 本部の組織

災害対策本部の組織及び編成概要は、次のとおりである。

ア 本部の組織

本部長 (市長)	・災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 ・本部の設置・廃止の決定、避難指示等の発令、警戒区域の設定、自衛隊の災害派遣要請の要求の権限をもつ。
副本部長 (副市長)	・本部長の補佐をし、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
本部長付 (教育長)	・本部長が適切に判断するために必要なアドバイスが行えるよう、各部からの情報を収集・分析する。
本部員	・本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

イ 対策部（東金市災害対策本部条例第3条に定める「部」をいう。）

災害対策を行うため本部に対策部をおく。対策部における部長、副部長及び部員は、市長（本部長）が指名する。

部長	・対策部における職員の活動を統括する。 ・対策部内における人員の配置・補充、他機関への応援の要請等を行う。
副部長	・部長の補佐をし、部長に事故あるときはその職務を代理する。
部員	・部長の指示にしたがって対策を実行する。

（5） 本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催する。

本部会議 メンバー	本部長、副本部長、本部長付、総務対策部長、企画政策対策部長、市民福祉対策部長、経済環境対策部長、都市建設対策部長、教育対策部長、医療担当部長、議会事務局長、消防部長、消防長が指名した消防吏員、警察署長が指名した警察官、その他本部長が必要と認める者
本部会議の 協議事項	・職員の配置 ・避難所・救護所等の開設 ・避難指示等 ・自衛隊派遣要請の要求 ・応急対策の方針 ・県及び他市町村への応援要請 ・遺体収容所の設置 ・その他重要事項

（6） 指揮権の委任

災害対策本部の指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、東金市業務継続計画の定めに従い、次の順位によりその権限を委任する。

- 1位 副本部長（副市長）
- 2位 総務対策部長（総務部長）
- 3位 企画政策対策部長（企画政策部長）
- 4位 市民福祉対策部長（市民福祉部長）
- 5位 経済環境対策部長（経済環境部長）

6位 都市建設対策部長（都市建設部長）

（7）現地対策本部

本部長は、応急対策を実施するうえで、必要と認める場合、現地対策本部を設置する。

（8）災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたとき、災害対策本部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通知と同様に行う。

5 災害対策本部廃止後の体制

災害対策本部廃止後において、被災者対策等が必要な場合は、災害対策本部組織及び災害対策本部事務分掌に基づき、業務を継続する。



注) 各対策部において、部長級職員（対策部長を除く）については、部長を補佐するものとする。

なお、該当があった場合は、別途「東金市地域防災計画に基づく防災対応マニュアル」に示すものとする。

災害対策本部の事務分掌

部	所属課	事務分掌
総務対策部	総務課 消防防災課 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	<p>1 本部の庶務に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 職員の動員及び配備体制の決定に係る連絡に関すること。 4 各種通信の確保に関すること。 5 防災行政無線による関係機関又は市民への連絡に関すること。 6 無線による被害情報の収集及び関係機関との連絡に関すること。 7 気象、地震、津波情報の収集及び伝達に関すること。 8 防災関係機関との連絡調整に関すること。 9 千葉県防災情報システムによる報告に関すること。 10 県及び他市町村への応援要請に関すること。 11 自衛隊の派遣及び撤収要請に関すること。 12 応援隊の受入れに関すること。 13 避難指示等の伝達に関すること。 14 避難所等の開設場所の指示に関すること。 15 災害対策従事者の食料等の調達に関すること。 16 激甚災害指定の手続きに関すること。 17 広域応援の統括に関すること。 18 災害救助法の事務に関すること。 19 議会関係者に対する連絡調整に関すること。 20 本部の移転及び仮設に関すること。</p>
	財政課	<p>1 災害対策の予算及び資金に関すること。 2 市所有車の配車計画及び車両の借上げに関すること。 3 災害時緊急通行車両に関すること。 4 災害対策に係わる物品の調達及び工事等の契約に関すること。 5 庁舎管理及び庁内施設の保全に関すること。 6 燃料の確保に関すること。</p>
	課税課 収税課	<p>1 住家の被害認定調査に関すること。 2 罷災証明書及び被災証明書の発行に関すること。 3 被災納税者の減免等に関すること。</p>
	会計課	<p>1 災害関係経費の出納に関すること。 2 災害見舞金、義援金等の保管・出納に関すること。</p>
企画政策対策部	企画課 医療センター 推進課	<p>1 災害復興計画の策定に関すること。 2 上水道施設の被害調査に関すること。 3 水道事業体の相互応援に関すること。 4 応急給水に関すること。 5 上水道施設の応急復旧に関すること。 (以上、1～5について山武郡市広域水道企業団及び九十九里地域水道企業団との連携による。)</p>
	地域振興課	<p>1 自治会の情報の収集及び提供に関すること。 2 公共交通機関の運行に関する情報の収集及び提供に関すること。 3 帰宅困難者対策に関すること。 4 コミュニティセンターの被害調査及び保全管理に関すること。</p>
	秘書広報課	<p>1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害広報に関すること。 3 報道関係機関との連絡に関すること。 4 被害状況等の撮影保存及び記録に関すること。 5 見舞者及び視察者の対応に関すること。 6 情報の集約及び管理に関すること。</p>
	情報管理課	1 情報システムに係る庁内・運用支援及び調整に関すること。

部	所属課	事務分掌
市民福祉対策部	社会福祉課	<p>1 避難行動要支援者の安否確認に関すること。</p> <p>2 避難所における要配慮者の支援に関すること。</p> <p>3 福祉避難所の開設及び運営に関すること。</p> <p>(1～3は社会福祉課、高齢者支援課、子育て支援課、こども課の共同)</p> <p>4 災害ボランティアの受入れに関する連絡調整に関すること。</p> <p>5 災害援護資金に関すること。</p> <p>6 被災者の生活相談に関すること。</p> <p>7 災害弔慰金、見舞金、被災者生活再建支援金に関すること。</p> <p>8 義援金の配分に関すること。</p>
	市民課 国保年金課	<p>1 避難者の把握及び避難所の連絡調整に関すること。</p> <p>2 避難所等の開設及び運営に関すること。</p> <p>3 人的被害の調査及び被災者台帳の作成に関すること。</p> <p>4 遺体の収容、処理及び身元確認に関すること。</p> <p>5 埋火葬に関すること。</p>
	高齢者支援課	<p>1 避難行動要支援者の安否確認に関すること。</p> <p>2 避難所における要配慮者の支援に関すること。</p> <p>3 福祉避難所の開設及び運営に関すること。</p> <p>(1～3は社会福祉課、高齢者支援課、子育て支援課、こども課の共同)</p> <p>4 所管施設の利用者の避難に関すること。</p>
	子育て支援課	<p>1 避難行動要支援者の安否確認に関すること。</p> <p>2 避難所における要配慮者の支援に関すること。</p> <p>3 福祉避難所の開設及び運営に関すること。</p> <p>(1～3は社会福祉課、高齢者支援課、子育て支援課、こども課の共同)</p> <p>4 所管施設の利用者の避難に関すること。</p>
	こども課	<p>1 避難行動要支援者の安否確認に関すること。</p> <p>2 避難所における要配慮者の支援に関すること。</p> <p>3 福祉避難所の開設及び運営に関すること。</p> <p>(1～3は社会福祉課、高齢者支援課、子育て支援課、こども課の共同)</p> <p>4 園児等の避難及び保護に関すること。</p> <p>5 災害時の応急保育に関すること。</p>
	健康増進課	<p>1 被災者の医療及び助産に関すること。</p> <p>2 避難者の健康管理に関すること。</p> <p>3 医薬品等衛生器材の確保、配分に関すること。</p> <p>4 傷病者の搬送に関すること。</p> <p>5 被災地の防疫及び消毒に関すること。</p> <p>6 山武健康福祉センター及び医療機関との連絡調整に関すること。</p> <p>7 東金市保健福祉センターの施設管理及び保全に関すること。</p> <p>8 救護所の運営に関すること。</p>
経済環境対策部	農政課 農業委員会事務局	<p>1 農林業の災害対策に関すること。</p> <p>2 食料及び生活必需品等の調達及び供給に関すること。</p> <p>3 救援物資の受入れ、管理及び供給に関すること。</p> <p>4 炊き出しの支援に関すること。</p> <p>5 家畜等の防疫に関すること。</p> <p>6 被災農家に対する緊急融資に関すること。</p> <p>7 治山施設の応急対策に関すること。</p>
	商工観光課	<p>1 食料及び生活必需品等の調達及び供給に関すること。</p> <p>2 救援物資の受入れ、管理及び供給に関すること。</p> <p>3 炊き出しの支援に関すること。</p> <p>4 所管施設の災害対策に関すること。</p> <p>5 被災商工業者に対する融資に関すること。</p>

部	所属課	事務分掌
経 済 環 境 対 策 部	環境保全課	<p>1 清掃施設の被害調査に関すること。</p> <p>2 放浪動物及び家庭動物の対応に関すること。</p> <p>3 飲料水の安全確保に関すること。</p> <p>4 被災地及び避難所等のし尿、塵芥等の処理に関すること。</p> <p>5 仮設トイレの設置に関すること。</p> <p>6 被災地の廃棄物状況調査及び処理方法に関すること。</p> <p>7 環境モニタリングに関すること。</p>
	ガス課	<p>1 ガス施設の被害調査及び保全管理に関すること。</p> <p>2 ガス施設の応急対策、復旧に関すること。</p> <p>3 ガスに関する災害に対する広報に関すること。</p> <p>4 ガスの安全管理に関すること。</p> <p>5 関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>6 ガス関係業者への協力要請に関すること。</p>
都 市 建 設 対 策 部	建設課	<p>1 所管する道路、橋梁、河川所管施設の応急対策及び被害調査に関すること。</p> <p>2 水防法に基づく水防活動に関すること。</p> <p>3 道路規制等について、交通関係機関及びその他の関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>4 所管施設の障害物の除去に関すること。</p> <p>5 崖崩れの応急対策及び復旧に関すること。</p>
	都市整備課	<p>1 住宅等の障害物の除去に関すること。</p> <p>2 応急仮設住宅に関すること。</p> <p>3 住宅の応急修理に関すること。</p> <p>4 災害公営住宅の整備に関すること。</p> <p>5 被災宅地の危険度判定に関すること。</p> <p>6 市営住宅及び公園施設の被害調査に関すること。</p>
	下水対策課	<p>1 公共下水道及び農業集落排水施設の被害調査及び保全管理に関すること。</p> <p>2 公共下水道及び農業集落排水施設の復旧に関すること。</p> <p>3 関係機関・業者への協力要請に関すること。</p>
教 育 対 策 部	教育総務課	<p>1 教育関係施設の被害調査及び保全管理に関すること。</p> <p>2 所管施設における避難所等の開設及び運営に関すること。</p>
	学校教育課	<p>1 所管施設における避難所等の開設及び運営に関すること。</p> <p>2 園児、児童及び生徒の避難に関すること。</p> <p>3 災害時の応急教育に関すること。</p> <p>4 災害時の応急保育に関すること。</p> <p>5 被災児童・生徒に対する学用品等の支給に関すること。</p> <p>6 災害時における学校給食に関すること。</p>
	生涯学習課	<p>1 所管施設の被害調査及び保全管理に関すること。</p> <p>2 所管施設における避難所等の開設及び運営に関すること。</p> <p>3 所管施設の利用者の避難に関すること。</p> <p>4 文化財の被害調査及び対策に関すること。</p>
	スポーツ振興課	<p>1 所管施設の被害調査及び保全管理に関すること。</p> <p>2 所管施設における避難所等の開設及び運営に関すること。</p> <p>3 所管施設の利用者の避難に関すること。</p>

部	所属課	事務分掌
消防部	消防団	<p>1 消防施設の被害調査及び保全管理に関すること。</p> <p>2 避難指示等の伝達及び誘導に関すること。</p> <p>3 被害状況の調査に関すること。</p> <p>4 被災者の救急及び救助に関すること。</p> <p>5 給水活動に関すること。</p> <p>6 行方不明者の調査に関すること。</p> <p>7 消防団員の動員に関すること。</p> <p>8 消防活動に関すること。</p>

共通する事項	<p>1 各部等の庶務に関すること。</p> <p>2 各部等の職員の動員・配備に関すること。</p> <p>3 所管事項(施設、団体等)に関する被害状況及び災害対策活動等の情報収集及び報告に関すること。</p> <p>4 所管施設の災害予防及び災害復旧に関すること。</p> <p>5 所管施設への気象予警報の伝達に関すること。</p> <p>6 他の部の応援に関すること。</p> <p>7 避難所の運営に関すること。</p> <p>8 本部長の命による特命事項に関すること。</p> <p>9 関係機関、団体、ボランティアへの応援要請及び連絡調整に関すること。</p>
--------	---

第2節 情報収集・伝達

1 情報連絡体制

【総務対策部】

地震・津波災害編 第2章第2節「情報収集・伝達」に定めるものとする。

2 気象情報等の伝達・収集

【災害対策本部／銚子地方気象台】

銚子地方気象台は、次の気象情報等を伝達する。本市が属する予報区は、北東部（一次細分区域名）、山武・長生（市町村等をまとめた地域名）である。

（1）気象注意報・警報

気象注意報、警報は次のとおりである。

■気象注意報・警報等の種類

注意	気象注意報	大雨注意報、洪水注意報、強風注意報、風雪注意報、大雪注意報、雷注意報、濃霧注意報、乾燥注意報、低温注意報、霜注意報、着氷・着雪注意報
報	浸水注意報	（浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる）
	地面現象注意報	（地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる）
警報	気象警報	大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報
	浸水警報	（浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）
	地面現象警報	（地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）
特別警報		大雨、暴風、暴風雪、大雪（数十年に一度の現象）

（2）記録的短時間大雨情報

数年に1度程度しか発生しないような短時間の大雨（1時間雨量で100mm）を観測したり、解析し、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現しているときに、府県気象情報の一種として発表される。

（3）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、気象台等から千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。

（4）ナウキャスト（降水、竜巻、雷）

気象庁からナウキャストによる予測が気象庁ホームページで提供される。ナウキャストの種類は、次のとおりである。

■ナウキャストの種類

降水ナウキャスト	過去の降水域の動きと現在の降水の分布を基に、目先1～6時間までの降水の分布を1km四方の細かさで予測する
雷ナウキャスト	雷の激しさや雷の可能性を1km格子単位で解析し、その1時間

	後（10分～60分先）までの予測を行う
竜巻発生確度ナウキャスト	竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後（10～60分先）までの予測を行う
高解像度降水ナウキャスト	気象レーダーの観測データを利用して、250m解像度で降水の短時間予報（30分先）を行う。

（5）水防活動用気象注意報・警報

銚子地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。発表は、一般的に利用に適合する予報・警報をもって行う。

（6）火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。

市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたとき、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

（7）土砂災害警戒情報

県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として土砂災害警戒情報を発表する。

また、県は、ホームページ等を利用して、市内の災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

本部長は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、周辺住民に対し周知徹底とともに避難指示等の判断を行う。

（8）河川等水位情報

県知事は、水防法に基づき、山武土木事務所を通じて作田川、真亀川及び南白亀川の水位を通知する。

■河川水位情報

河川名	観測所名	水防団待機 (通報)水位m	はん濫注意 (警戒)水位m	避難判断（特別 警戒）水位m	はん濫危険(計画 高水位)水位m
作田川	成東	5.06	5.26	5.30	5.56
真亀川	不動堂	1.80	2.70	2.90	3.20
南白亀川	九十根	2.45	2.85	2.95	3.25

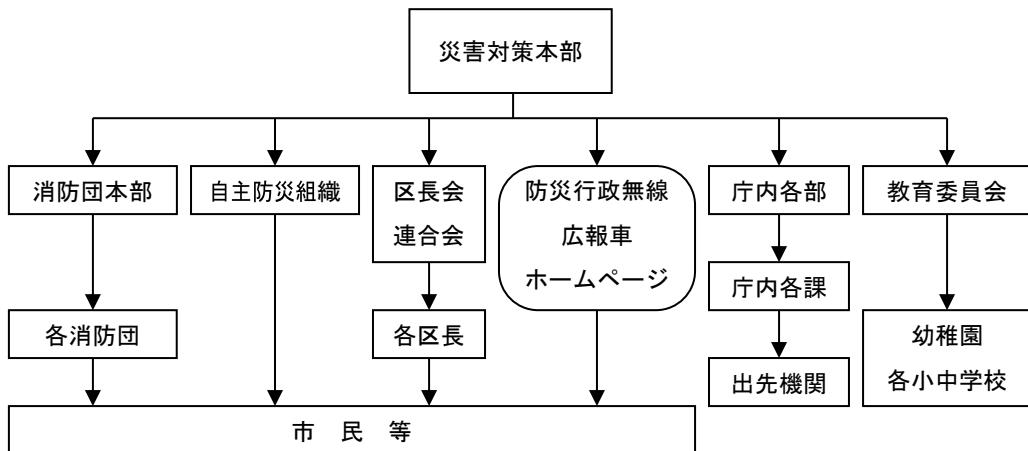
市は、東金市河川監視システムにより、河川等の水位情報を収集する。

- ① 田間1号調整池
- ② 福俵1号調整池
- ③ 福俵2号調整池
- ④ 北幸谷川1号水門
- ⑤ 北幸谷川6号水門
- ⑥ 高倉川1号水門
- ⑦ 高倉川5号水門

(9) 情報の伝達

災害対策本部は、気象情報等について、防災行政無線（同報系）、広報車等により市民に周知する。情報の伝達系統は、次のとおりである。

なお、市が配信する「災害・避難情報」等は、緊急速報メールとして配信される。



3 災害情報の収集・報告

【全ての対策部】

地震・津波災害編 第2章第2節「情報収集・伝達」に定めるものとする。

4 災害報告

【総務対策部／県】

地震・津波災害編 第2章第2節「情報収集・伝達」に定めるものとする。

第3節 災害広報

1 一般広報

【総務対策部／企画政策対策部】

地震・津波災害編 第2章第3節「災害広報」に定めるものとする。

2 避難所での広報

【市民福祉対策部／企画政策対策部】

地震・津波災害編 第2章第3節「災害広報」に定めるものとする。

3 報道機関への対応

【企画政策対策部】

地震・津波災害編 第2章第3節「災害広報」に定めるものとする。

4 被災者相談

【市民福祉対策部】

地震・津波災害編 第2章第3節「災害広報」に定めるものとする。

第4節 自衛隊の災害派遣

1 災害派遣要請

【総務対策部／自衛隊】

地震・津波災害編 第2章第4節「自衛隊の災害派遣」に定めるものとする。

2 受入体制

【全ての対策部／自衛隊】

地震・津波災害編 第2章第4節「自衛隊の災害派遣」に定めるものとする。

3 自衛隊の自主派遣

【自衛隊】

地震・津波災害編 第2章第4節「自衛隊の災害派遣」に定めるものとする。

4 経費の負担区分

【自衛隊】

地震・津波災害編 第2章第4節「自衛隊の災害派遣」に定めるものとする。

5 撤収要請

【総務対策部／自衛隊】

地震・津波災害編 第2章第4節「自衛隊の災害派遣」に定めるものとする。

第5節 広域応援要請

1 自治体等への応援要請

【総務対策部／経済環境対策部／山武郡市広域水道企業団】

地震・津波災害編 第2章第5節「広域応援要請」に定めるものとする。

2 消防の広域応援要請

【総務対策部／山武郡市広域行政組合消防本部】

地震・津波災害編 第2章第5節「広域応援要請」に定めるものとする。

3 協定締結団体への要請

【全ての対策部】

地震・津波災害編 第2章第5節「広域応援要請」に定めるものとする。

第6節 避難対策

1 風水害避難の原則

【災害対策本部／総務対策部／市民】

市は、気象情報や土砂災害情報等に基づいて、市が避難指示等の避難情報を発表する。
市民は、それに基づき、開設されている避難所に避難する。

それに先立ち、市からの避難に関する情報が発表される前に、市民は、自らの判断により、自身の身の安全を確保できる場所へ自主避難する。

2 避難指示等

【災害対策本部／総務対策部】

(1) 避難指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための「警戒レベル4 避難指示」を発令する。

更に、本部長は、避難指示等に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため警戒レベル3 高齢者等避難を伝達する。

※「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、住民等を立ち退かせるものである。

(2) 屋内退避等の指示

避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合には、屋内での待機等の警戒レベル5 緊急安全確保を指示する。

■避難の種類及び発令基準

種類	内容	基準
警戒レベル3 高齢者等避難	危険の切迫性があり、避難に時間を要する人（高齢者等）は避難する	<p>【浸水】</p> <p>(1) 大雨警報（浸水害）、洪水警報が発表された場合 (2) 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過が予想される場合 (3) 河川が氾濫注意水位（警戒水位）を超えたとき</p> <p>【土砂災害】</p> <p>(1) 大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂キキクルで「警戒（赤）」となった場合 (2) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及される場合 (3) 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過が予想される場合</p>
警戒レベル4 避難指示	危険区域の住民が避難する	<p>【浸水】</p> <p>(1) 記録的短時間大雨情報が発表された場合 (2) 今後の雨量等により、河川が氾濫危険水位（計画高水位）を超えるおそれがあるとき (3) 浸水の発生が確認された場合</p> <p>【土砂災害】</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報が発表されたとき (2) 大雨警報（土砂災害）発表され、土砂キキクルで「危険（紫）」となった場合 (3) 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 (4) 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、渓流の水量変化等）が発見された場合</p>
警戒レベル5 緊急安全確保	危険の切迫性があり、直ちに身の安全を確保する。	<p>【浸水】</p> <p>(1) 河川が氾濫危険水位（計画高水位）を超えたとき (2) 浸水が拡大し人家への影響が予想される場合</p> <p>【土砂災害】</p> <p>(1) 土砂キキクルで「災害切迫（黒）」となった場合 (2) 土砂災害警戒情報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報が発表された場合 (3) 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 (4) 土砂災害が発生した場合 (5) 山鳴り、流木の発生が確認された場合 (6) 避難が完了していない住民に対し、避難場所等への立ち退き避難をすることがかえって危険である場合</p>

■避難指示等の発令権者及び要件

発令権者	指示を行う要件	根拠法令
市長	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	・災害の発生により市長（本部長）がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条
知事及びその命を受けた県職員	・洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき ・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり防止法第25条
警察官 海上保安官	・市長（本部長）が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ・市長（本部長）から要求があったとき ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官、海上保安官がいないとき	自衛隊法第94条

(3) 避難指示等の伝達

避難指示等の内容は、次のとおりとする

- ア 避難の理由
- イ 避難指示等の対象区域
- ウ 避難先
- エ 避難経路

(4) 県等への報告

総務対策部は、知事、東金警察署、消防本部に対し、避難指示等の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

(5) 解除

本部長は、災害による危険がなくなったと判断されるとき、避難指示等を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

3 警戒区域の設定

【災害対策本部／総務対策部】

地震・津波災害編 第2章第6節「避難対策」に定めるものとする。

4 避難所等の開設

【総務対策部】

(1) 避難所等の開設

総務対策部は、開設する避難所等を決定する。

■避難所等の開設の方針

自主避難	・自主防災組織の活動拠点となる地区コミュニティ会館等を 自主避難の避難先として利用する。
警戒レベル3 高齢者等避難	
警戒レベル4 避難指示	・避難所を市内小中学校から優先開設する。
警戒レベル5 緊急安全確保	
住家の被災	・避難時に使用した避難所を生活場所として提供する。避難 者の人数に応じて市の管理する公共施設等を避難所として 開設する。

(2) 避難者の受入れ

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して、避難スペースへの案内、施設利用の注意、避難者の健康状況等の把握を行う。

5 避難所の運営

【市民福祉対策部／教育対策部】

地震・津波災害編 第2章第6節「避難対策」に定めるものとする。

6 避難所設備の整備

【市民福祉対策部／教育対策部】

地震・津波災害編 第2章第6節「避難対策」に定めるものとする。

7 避難者への支援

【市民福祉対策部／経済環境対策部】

地震・津波災害編 第2章第6節「避難対策」に定めるものとする。

8 要配慮者の避難対策

【市民福祉対策部】

地震・津波災害編 第2章第6節「避難対策」に定めるものとする。

9 広域避難

【総務対策部】

地震・津波災害編 第2章第6節「避難対策」に定めるものとする。

10 避難所の集約及び解消

【総務対策部／市民福祉対策部】

地震・津波災害編 第2章第6節「避難対策」に定めるものとする。

第7節 要配慮者対策

1 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援

【自治会／自主防災組織／民生委員等】

地震・津波災害編 第2章第7節「要配慮者対策」に定めるものとする。

2 避難所での対応

【市民福祉対策部／社会福祉協議会】

地震・津波災害編 第2章第7節「要配慮者対策」に定めるものとする。

3 福祉避難所の開設

【市民福祉対策部／社会福祉協議会】

地震・津波災害編 第2章第7節「要配慮者対策」に定めるものとする。

4 施設入所者等への対策

【市民福祉対策部／社会福祉施設等】

地震・津波災害編 第2章第7節「要配慮者対策」に定めるものとする。

5 外国人に対する対策

【企画政策対策部／県】

地震・津波災害編 第2章第7節「要配慮者対策」に定めるものとする。

第8節 警戒巡視・水防活動

1 警戒巡視体制

【災害対策本部／経済環境対策部／都市建設対策部／消防部】

気象注意報、警報等が発令されたとき、又は降雨により河川の増水、崖崩れ等が予測される場合、市内の河川、水路、崖地等の状況を巡視する。

また、地域住民等の通報を受けた箇所も調査する。

(1) 調査警戒班の編成

経済環境対策部及び都市建設対策部は、各々調査警戒チームを編成し、市内の河川、排水路、崖地、公共下水道及び農業集落排水施設を巡視する。担当は、原則として各対策部の所管施設とする。

(2) 警戒箇所

警戒巡視を必要とする箇所は、次の箇所とする。

- ア 十文字川、真亀川、南白亀川、作田川
- イ 小野川、滝川周辺
- ウ その他の排水路
- エ 公共下水道及び農業集落排水施設
- オ 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所区域
- カ その他

2 警戒巡視の実施

【災害対策本部／経済環境対策部／都市建設対策部／消防部】

調査警戒チームは、調査資機材、携帯無線等を携帯して担当区域に出動し、河川の水位状況、周辺の排水状況、被害状況等を調査する。

調査結果は、調査表等にまとめて災害対策本部に提出する。

なお、緊急を要する場合は、被害状況及び必要な措置を無線にて通報する。

3 応急措置

【災害対策本部／経済環境対策部／都市建設対策部／消防部／東金警察署／東金建設業協同組合／山武土木事務所】

経済環境対策部、都市建設対策部及び消防部は、氾濫の危険性がある場合、又は浸水等が発生している場合、山武土木事務所等と連携して、土のう積みやポンプによる排水、障害物の除去等の応急措置を実施する。

また、道路の通行止め等の措置が必要な場合、道路管理者は東金警察署と調整を図り、交通規制を実施する。なお、他の対策は、本章の各節による。

第9節 消防・救助救急

1 消防活動

【総務対策部／消防部／山武郡市広域行政組合消防本部】

地震・津波災害編 第2章第8節「消防・救助救急」に定めるものとする。

2 救助活動

【総務対策部／消防部／山武郡市広域行政組合消防本部／東金警察署／東金建設業協同組合】

地震・津波災害編 第2章第8節「消防・救助救急」に定めるものとする。

3 救急活動

【消防部／山武郡市広域行政組合消防本部／東金警察署／県】

地震・津波災害編 第2章第8節「消防・救助救急」に定めるものとする。

4 危険物等の対策

【山武郡市広域行政組合消防本部／東金警察署／関東東北産業保安監督部／

山武保健福祉センター／県】

地震・津波災害編 第2章第8節「消防・救助救急」に定めるものとする。

第10節 医療救護

1 医療情報の収集

【市民福祉対策部／山武健康福祉センター】

地震・津波災害編 第2章第9節「医療救護」に定めるものとする。

2 応急医療救護活動

【市民福祉対策部／山武健康福祉センター／（一社）山武都市医師会／
（一社）山武都市歯科医師会／山武都市薬剤師会】

地震・津波災害編 第2章第9節「医療救護」に定めるものとする。

3 医薬品・医療用資器材等の確保

【市民福祉対策部／山武健康福祉センター／山武都市薬剤師会】

地震・津波災害編 第2章第9節「医療救護」に定めるものとする。

4 被災者等の健康管理

【市民福祉対策部／山武健康福祉センター／（一社）山武都市医師会／
（一社）山武都市歯科医師会／山武都市薬剤師会】

地震・津波災害編 第2章第9節「医療救護」に定めるものとする。

第11節 行方不明者の搜索及び遺体の収容埋葬

1 行方不明者の搜索

【総務対策部／市民福祉対策部／消防部／山武郡市広域行政組合消防本部／東金警察署】

地震・津波災害編 第2章第10節「行方不明者の搜索及び遺体の収容埋葬」に定めるものとする。

2 遺体の処理

【災害対策本部／総務対策部／市民福祉対策部／東金警察署／

(一社) 山武郡市医師会／(一社) 山武郡市歯科医師会／県】

地震・津波災害編 第2章第10節「行方不明者の搜索及び遺体の収容埋葬」に定めるものとする。

3 遺体の埋火葬

【市民福祉対策部／山武郡市広域行政組合】

地震・津波災害編 第2章第10節「行方不明者の搜索及び遺体の収容埋葬」に定めるものとする。

第12節 災害警備・交通対策・緊急輸送

1 警察の災害警備

【東金警察署】

(1) 災害警備の基本方針

東金警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び東金警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

イ 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

ウ 災害警備本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合等

(3) 災害警備活動要領

ア 要員の招集及び参集

イ 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

セ 協定に基づく関係機関への協力要請

ソ その他必要な応急措置

2 防犯

【市民福祉対策部／消防部／東金警察署】

地震・津波災害編 第2章第11節「災害警備・交通対策・緊急輸送」に定めるものとする。

3 交通規制

【都市建設対策部／東金警察署】

地震・津波災害編 第2章第11節「災害警備・交通対策・緊急輸送」に定めるものとする。

4 緊急輸送

【総務対策部／都市建設対策部】

地震・津波災害編 第2章第11節「災害警備・交通対策・緊急輸送」に定めるものとする。

5 その他の輸送

【総務対策部／東日本旅客鉄道株式会社】

地震・津波災害編 第2章第11節「災害警備・交通対策・緊急輸送」に定めるものとする。

第13節 食料・飲料水等の供給

1 食料の供給

【総務対策部／市民福祉対策部／経済環境対策部／東金市赤十字地域奉仕団】
地震・津波災害編 第2章第12節「食料・飲料水等の供給」に定めるものとする。

2 給水

【企画政策対策部／消防部／山武郡市広域水道企業団】
地震・津波災害編 第2章第12節「食料・飲料水等の供給」に定めるものとする。

3 生活必需品の供給

【経済環境対策部】
地震・津波災害編 第2章第12節「食料・飲料水等の供給」に定めるものとする。

4 救援物資の受入れ・管理

【経済環境対策部】
地震・津波災害編 第2章第12節「食料・飲料水等の供給」に定めるものとする。

第14節 学校等における児童・生徒の安全対策

1 災害発生時の対応

【市民福祉対策部／教育対策部／各学校／幼稚園／保育所／こども園】

地震・津波災害編 第2章第13節「学校等における児童・生徒の安全対策」に定めるものとする。

2 応急教育活動

【教育対策部／各学校／幼稚園】

地震・津波災害編 第2章第13節「学校等における児童・生徒の安全対策」に定めるものとする。

3 応急保育

【市民福祉対策部／教育対策部／保育所／こども園】

地震・津波災害編 第2章第13節「学校等における児童・生徒の安全対策」に定めるものとする。

4 社会教育施設の対応

【教育対策部】

地震・津波災害編 第2章第13節「学校等における児童・生徒の安全対策」に定めるものとする。

5 文化財への対応

【教育対策部】

地震・津波災害編 第2章第13節「学校等における児童・生徒の安全対策」に定めるものとする。

第15節 帰宅困難者への対応

1 事業所等の対応

地震・津波災害編 第2章第14節「帰宅困難者への対応」に定めるものとする。

2 帰宅困難者への支援

【企画政策対策部／教育対策部／東日本旅客鉄道株式会社】

地震・津波災害編 第2章第14節「帰宅困難者への対応」に定めるものとする。

第16節 防疫・廃棄物等対策

1 保健活動

【市民福祉対策部／山武健康福祉センター】

地震・津波災害編 第2章第15節「防疫・廃棄物等対策」に定めるものとする。

2 食品衛生対策

【経済環境対策部／山武健康福祉センター／山武郡市広域水道企業団】

地震・津波災害編 第2章第15節「防疫・廃棄物等対策」に定めるものとする。

3 防疫

【市民福祉対策部／山武健康福祉センター／（一社）山武郡市医師会／
（一社）山武郡市歯科医師会】

地震・津波災害編 第2章第15節「防疫・廃棄物等対策」に定めるものとする。

4 し尿の処理

【経済環境対策部】

地震・津波災害編 第2章第15節「防疫・廃棄物等対策」に定めるものとする。

5 廃棄物の処理

【経済環境対策部】

地震・津波災害編 第2章第15節「防疫・廃棄物等対策」に定めるものとする。

6 障害物の除去

【総務対策部／都市建設対策部／経済環境対策部／東金建設業協同組合／県】

地震・津波災害編 第2章第15節「防疫・廃棄物等対策」に定めるものとする。

7 動物対策

【経済環境対策部／山武健康福祉センター／千葉県動物愛護センター】

地震・津波災害編 第2章第15節「防疫・廃棄物等対策」に定めるものとする。

第17節 建築物対策及び応急仮設住宅等の供給

1 被災宅地の危険度判定

【総務対策部／都市建設対策部／県】

地震・津波災害編 第2章第16節「建築物対策及び応急仮設住宅等の供給」に定めるものとする。

2 住家の被害認定調査

【総務対策部／山武郡市広域行政組合消防本部／県】

地震・津波災害編 第2章第16節「建築物対策及び応急仮設住宅等の供給」に定めるものとする。

3 応急仮設住宅の供給

【都市建設対策部／県】

地震・津波災害編 第2章第16節「建築物対策及び応急仮設住宅等の供給」に定めるものとする。

4 住宅の応急修理

【都市建設対策部】

地震・津波災害編 第2章第16節「建築物対策及び応急仮設住宅等の供給」に定めるものとする。

第18節 ライフライン関連施設等の応急復旧

1 水道施設

【山武郡市広域水道企業団】

地震・津波災害編 第2章第17節「ライフライン関連施設等の応急復旧」に定めるものとする。

2 公共下水道及び農業集落排水施設

【経済環境対策部都市建設対策部】

地震・津波災害編 第2章第17節「ライフライン関連施設等の応急復旧」に定めるものとする。

3 ガス施設

【経済環境対策部／（一社）千葉県エルピーガス協会】

地震・津波災害編 第2章第17節「ライフライン関連施設等の応急復旧」に定めるものとする。

4 電力施設

【東京電力パワーグリッド株式会社】

地震・津波災害編 第2章第17節「ライフライン関連施設等の応急復旧」に定めるものとする。

5 通信施設

【~~東日本電信電話NTT東日本株式会社／エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社NTTドコモビジネス株式会社~~／株式会社NTTドコモ／KDDI株式会社／ソフトバンク株式会社／楽天モバイル株式会社】

地震・津波災害編 第2章第17節「ライフライン関連施設等の応急復旧」に定めるものとする。

6 放送機関

【日本放送協会／千葉テレビ放送株式会社／株式会社ニッポン放送／株式会社ベイエフエム】

地震・津波災害編 第2章第17節「ライフライン関連施設等の応急復旧」に定めるものとする。

7 道路・橋梁

【都市建設対策部／山武土木事務所】

地震・津波災害編 第2章第17節「ライフライン関連施設等の応急復旧」に定めるものとする。

8 公共施設

【山武土木事務所】

地震・津波災害編 第2章第17節「ライフライン関連施設等の応急復旧」に定めるものとする。

9 鉄道施設

【東日本旅客鉄道株式会社】

地震・津波災害編 第2章第17節「ライフライン関連施設等の応急復旧」に定めるものとする。

第19節 ボランティアの協力

1 ボランティア活動

【市民福祉対策部／社会福祉協議会】

地震・津波災害編 第2章第18節「ボランティアの協力」に定めるものとする。

2 一般ボランティアへの対応

【災害対策本部／市民福祉対策部／社会福祉協議会】

地震・津波災害編 第2章第18節「ボランティアの協力」に定めるものとする。

3 専門ボランティアへの対応

【全ての対策部／社会福祉協議会】

地震・津波災害編 第2章第18節「ボランティアの協力」に定めるものとする。

4 ボランティア活動への支援

【災害対策本部／市民福祉対策部／社会福祉協議会】

地震・津波災害編 第2章第18節「ボランティアの協力」に定めるものとする。

第20節 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

地震・津波災害編 第2章第19節「災害救助法の適用」に定めるものとする。

2 被災世帯の算定

【総務対策部】

地震・津波災害編 第2章第19節「災害救助法の適用」に定めるものとする。

3 災害救助法の適用手続き

【総務対策部／県】

地震・津波災害編 第2章第19節「災害救助法の適用」に定めるものとする。

4 救助の実施

【全ての対策部】

地震・津波災害編 第2章第19節「災害救助法の適用」に定めるものとする。

第21節 雪害対策

1 情報の収集・伝達

【総務対策部】

総務対策部は、気象台から大雪注意報、大雪警報等の情報を収集する。また、生活や交通への影響が予想される場合は、防災行政無線等により注意を喚起する。

2 道路の雪害対策

【総務対策部／経済環境対策部／都市建設対策部／東金建設業協同組合／東金警察署】

総務対策部及び都市建設対策部は、積雪により道路交通に障害が発生した場合は、東金建設業協同組合等に出動を要請し、所管する道路について、防滑砂や路面凍結防止剤等の散布、除雪等を実施する。

また、必要に応じ交通規制等について東金警察署と連携を図る。

3 農作物等への対応

【経済環境対策部】

経済環境対策部は、農業団体等と連携し農作物の雪害対応について、適切な措置を検討し、指導する。

4 帰宅困難者への対応

【総務対策部／企画政策対策部／東日本旅客鉄道株式会社】

総務対策部は、積雪により鉄道等の交通機関が途絶した場合は、東日本旅客鉄道株式会社等の公共交通機関と旅客等の対応について連絡調整を図る。

なお、対策については、第15節によるものとする。

第22節 竜巻対策

1 竜巻情報の収集

【総務対策部】

総務対策部は、気象台から雷注意報や竜巻注意情報が発表された場合、気象庁の竜巻発生確度ナウキャスト等の情報を収集する。

■竜巻情報の種類

情報の種類	説明
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷・ひょう・急な強雨・突風）に対して注意を呼びかける。竜巻等の激しい突風が予想される場合には、数時間前に「竜巻」を明記して注意を呼びかける。
竜巻注意情報	竜巻発生確度ナウキャストで、発生確度2が現れたときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北東部、北西部、南部）で発表する。発表から1時間程度は竜巻等の激しい突風に対する注意が必要となる。竜巻発生確度ナウキャストと合わせて利用することにより、竜巻が発生する可能性の高い地域の絞込みや刻々と変わる状況の変化を詳細に把握することができる。
竜巻発生確度ナウキャスト	10分ごとに常時提供される。発生確度1や2は、「竜巻等の激しい突風が今にも発生しやすい気象状況になっている」ことを意味する。

- ・竜巻発生確度ナウキャストは、気象ドップラーレーダー等から「竜巻が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、これを発生確度という用語で表するものである。
- ・竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後（10～60分先）までの予測を行うもので、10分ごとに更新して提供する。
- ・竜巻発生確度ナウキャストは、分布図形式の情報として防災機関等に提供するほか、気象庁ホームページでも提供する。

2 情報の伝達

【総務対策部】

総務対策部は、竜巻に関する情報を把握したとき、防災行政無線、広報車、市ホームページ等で、竜巻への注意喚起、堅牢な建物への一時退避等を周知する。

第23節 火山噴火対策

1 火山情報の収集

【総務対策部】

総務対策部は、市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する火山警報等の情報を収集する。

特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

■火山情報

情報名	概要
噴火警報・予報	噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報が発表される。
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説される情報が発表される。
噴火に関する火山観測報	噴火発生時に、発生時刻や噴煙高度等が発表される。
降灰予報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降灰予報（定時） <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベルが上がる等、活動が高まり噴火の可能性が高い火山に対して、噴火の発生に関わらず一定規模の噴火を仮定して定期的に発表する。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。 ○ 降灰予報（速報） <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて、事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。 ○ 降灰予報（詳細） <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高等）を用いて、より精度の高い降灰予測計算に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。 ○ 降灰量の表現 <ul style="list-style-type: none"> 降灰量を降灰の厚さによって「多量（1mm以上）」「やや多量（0.1mm以上1mm未満）」「少量（0.1mm未満）」の3階級に区分する。
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

2 情報の伝達

【総務対策部】

総務対策部は、市域に影響のある火山情報を把握したとき、防災行政無線、広報車、市ホームページ等で、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を周知する。

3 降灰対策

【総務対策部／市民福祉対策部／経済環境対策部／ 都市建設対策部／東金警察署／山武土木事務所】

（1）降灰・被害状況の調査

総務対策部は、降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、その状況を調査する。

また、農作物、交通等の被害が発生した場合も被害状況を把握する。

（2）交通対策

道路管理者及び警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等の発生を防止するため、必要に応じ交通規制を実施する。

また、道路上の火山灰を除去する。

（3）火山灰の除去

敷地内の火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行う。

経済環境対策部は、宅地等各家庭から排出された灰の回収を行い、処分する。

（4）健康被害等への対応

市民福祉対策部は、降灰の被害状況に対応して、避難所の開設及び収容、健康相談等を実施する。

（5）農作物等への対応

経済環境対策部は、農業団体等と連携して火山灰の除去等について、適切な措置を検討し、指導する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者生活への支援

1 被災者台帳の作成等

【市民福祉対策部】

地震・津波災害編 第4章第1節「被災者生活への支援」に定めるものとする。

2 災害見舞金等の支給

【市民福祉対策部／社会福祉協議会】

地震・津波災害編 第4章第1節「被災者生活への支援」に定めるものとする。

3 被災者生活再建支援金

【市民福祉対策部】

地震・津波災害編 第4章第1節「被災者生活への支援」に定めるものとする。

4 災害復興住宅融資

【住宅金融支援機構】

地震・津波災害編 第4章第1節「被災者生活への支援」に定めるものとする。

5 罹災証明書等の発行

【総務対策部】

地震・津波災害編 第4章第1節「被災者生活への支援」に定めるものとする。

6 災害公営住宅の供給

【都市建設対策部】

地震・津波災害編 第4章第1節「被災者生活への支援」に定めるものとする。

7 租税等の減免等

【総務対策部／市民福祉対策部】

地震・津波災害編 第4章第1節「被災者生活への支援」に定めるものとする。

8 介護保険における対応

【市民福祉対策部】

地震・津波災害編 第4章第1節「被災者生活への支援」に定めるものとする。

9 職業のあっせん

【千葉南公共職業安定所】

地震・津波災害編 第4章第1節「被災者生活への支援」に定めるものとする。

10 農林業への融資

【経済環境対策部／農業協同組合／県】

地震・津波災害編 第4章第1節「被災者生活への支援」に定めるものとする。

11 中小企業への融資

【経済環境対策部／県】

地震・津波災害編 第4章第1節「被災者生活への支援」に定めるものとする。

12 義援金の受け付け・配分

【総務対策部／市民福祉対策部】

地震・津波災害編 第4章第1節「被災者生活への支援」に定めるものとする。

13 郵便事業における措置

【日本郵便株式会社】

地震・津波災害編 第4章第1節「被災者生活への支援」に定めるものとする。

第2節 生活関連施設等の復旧対策

1 災害復旧事業計画

【全ての対策部／県／国／各関係機関】

地震・津波災害編 第4章第2節「生活関連施設等の復旧対策」に定めるものとする。

2 災害復旧予算措置

【全ての対策部／県／国／各関係機関】

地震・津波災害編 第4章第2節「生活関連施設等の復旧対策」に定めるものとする。

第3節 激甚災害の指定

地震・津波災害編 第4章第3節「激甚災害の指定」に定めるものとする。

第4節 災害復興

地震・津波災害編 第4章第4節「災害復興」に定めるものとする。